

予納郵便切手の内訳について（福岡簡易裁判所）

R1. 10

通常訴訟・少額訴訟・控訴事件		
¥500 ×	7 =	¥3,500
¥100 ×	10 =	¥1,000
¥84 ×	5 =	¥420
¥50 ×	5 =	¥250
¥20 ×	5 =	¥100
¥10 ×	15 =	¥150
¥5 ×	10 =	¥50
¥2 ×	15 =	¥30
※ 当事者双方1人の場合	合計	<b>¥5,500</b>
※当事者1人増すごとに <b>¥2,178</b> を加算		
¥500 ×	3 =	¥1,500
¥100 ×	4 =	¥400
¥84 ×	2 =	¥168
¥50 ×	2 =	¥100
¥5 ×	2 =	¥10
支払督促異議訴訟事件（追納）		
※ おおむね¥4,000程度（担当係から御連絡致します。）		

そ の 他 の 事 件	少額訴訟異議事件		民事調停申立て			
	¥1,089 ×	4 =	¥4,356	¥84 ×	7 =	¥588
	※ 当事者双方1人の場合	合計	<b>¥4,356</b>	¥20 ×	5 =	¥100
	※ 当事者1人増すごとに ¥1,089 × 2 = <b>¥2,178</b> を加算			¥10 ×	10 =	¥100
				¥2 ×	10 =	¥20
				¥1 ×	6 =	¥6
	支払督促申立て		合計		<b>¥814</b>	
	¥1,099 ×	1 =	¥1,099	※ 当事者の人数及び相手方への送付書類の重量に応じて加算		
	¥84 ×	1 =	¥84			
	※ 債務者1人かつ書類50g以内の場合	合計	<b>¥1,183</b>	抗告提起事件		
※ 債務者1人増すごとに <b>¥1,099</b> を加算 ※ 書類が50gを超える場合は重量に応じて加算 ※ 切手の他に債務者の数と同数の <b>ハガキ</b> を添付 (あて先に債権者(代理人)の住所と名前を記載したもの)			¥500 ×	4 =	¥2,000	
			¥100 ×	2 =	¥200	
			¥84 ×	2 =	¥168	
			¥50 ×	2 =	¥100	
支払督促仮宣申立て			¥20 ×	3 =	¥60	
¥1,099 ×	2 =	¥2,198	¥10 ×	4 =	¥40	
※ 債務者1人かつ書類50g以内の場合	合計	<b>¥2,198</b>	¥5 ×	4 =	¥20	
※ 債務者1人増すごとに <b>¥1,099</b> を加算 ※ 書類が50gを超える場合は重量に応じて加算 ※ 債権者も特別送達による正本の送付を希望する場合 ※ 切手の他に債務者の数と同数の <b>ハガキ</b> を添付 (あて先に債権者(代理人)の住所と名前を記載したもの)			¥2 ×	6 =	¥12	
			※ 当事者双方1人の場合	合計	<b>¥2,600</b>	

※ この予納郵便切手の内訳は、福岡簡易裁判所の取扱いであるため、他の簡易裁判所については個別にお尋ねください。